

京都市教育委員会告示第2号

平成16年6月11日京都市教育委員会告示第5号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)を平成19年4月1日から廃止します。

平成19年3月23日

京都市教育委員会

(総合教育センター学校統合推進室計画課)